

更新時研修の取り扱いについて

【基本的な考え方】

- ・大阪府では更新時研修を独自開催せず、全国推進組織（社会福祉法人 全国社会福祉協議会）で実施される更新時研修を活用する。

1. 背景

厚生労働省通知「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成30年3月26日）の2019（平成31）年4月1日施行では、第三者評価機関認証更新の要件等が明確化されるとともに、全国推進組織または都道府県推進組織による「更新時研修」が創設された。

2. 更新時研修とは

＜趣旨＞

- ・国において、第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関（評価調査者）の退出ルールの在り方について検討した結果、更新時研修を実施することとなった。
- ・評価調査者個人の資質を直接的に向上させるのではなく、評価機関の質を確保するための研修（評価機関を対象とした研修）として位置付けられている。

更新時研修のねらい

- ・研修内容を所属評価調査者と共有し、評価機関としての評価の質を高める、あるいは評価機関としての評価調査者の質を確保すること
 - ・更新時研修の研修科目「演習の手法等」を学び、自身の評価機関でも実践すること
- ⇒したがって、受講者については、各評価機関の代表者 1 名以上を想定

＜参考：更新時研修モデルカリキュラム＞

研修課目	形態・時間数	目的	内容
1. 社会福祉制度の動向	講義・1時間30分	社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。
2. 分野ごとの第三者評価のポイント	講義・2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。
3. 演習	演習・2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。
4. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。

3. 他府県での更新時研修実施状況

(参考：福祉サービス第三者評価事業 2019 年度「評価事業普及協議会」資料 (抜粋))

【都道府県推進組織へのアンケートより】

更新時研修を実施する都道府県:4件

◆実施しない理由

- ・継続研修と更新時研修との違いの整理が必要
- ・全国推進組織が実施するため
- ・更新に係る年度が2019年度ではないため
- ・更新期間の定めがないため
- ・実施するかどうかの検討段階

全国推進組織による更新時研修の実施

- ・平成30年度は、全国4会場(盛岡、東京、名古屋、岡山)で開催。参加者合計124名。
- ・今年度も全国推進組織において更新時研修を実施。
日程:令和2年2月4日～5日【東京会場】 場所:全社協会議室
※その他、全国2～3会場にて開催予定。

4. 大阪府での取り扱い

以下の2点を理由に府において更新時研修は独自開催せず、全国推進組織(社会福祉法人 全国社会福祉協議会)が実施する更新時研修を府要綱で定める更新時研修として取り扱うこととする。

<理由>

- ①更新時研修は評価機関を対象(評価機関に所属する調査者の代表者1名が受講することを想定)としており、受講者が少ないことから、各年度によって受講者数にばらつきが想定されるため
- ②全国推進組織(社会福祉法人 全国社会福祉協議会)で更新時研修が実施されるため